

## &lt;報道発表資料&gt;

カテゴリー: 県政一般

令和7年10月31日

**「第260回埼玉県都市計画審議会」を開催します**

(同時発表：埼玉県建設専門紙記者会)

埼玉県では、第260回埼玉県都市計画審議会を開催します。

「幸手都市計画道路の変更について」など計2議案を審議します。

● **「第260回埼玉県都市計画審議会」の概要**

- 1 日 時** 令和7年11月10日（月） 午前10時30分から
- 2 場 所** さいたま商工会議所会館 2階 第1・2ホール  
さいたま市浦和区高砂3-17-15  
電話 048-838-7703
- 3 議 題** 「第260回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり  
(議第5362号から議第5363号の計2議案)
- 4 傍聴可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 5 傍聴定員** (1) 会場傍聴10名 (2) オンライン傍聴20名
- 6 受付方法** (1) **会場傍聴**  
傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付（さいたま商工会議所会館2階 第1・2ホール入り口）へお越しください。  
なお、会場傍聴希望者が定員（10名）を超えた場合は、開会の30分前に抽選を行います。
- (2) **オンライン傍聴**  
傍聴要領（オンライン）を確認の上、オンライン傍聴申込書を令和7年11月6日（木）までに次のメールアドレスにEメールでご提出ください。 <申込書提出先 a5330-23@pref.saitama.lg.jp>  
なお、オンライン傍聴は先着順となるため定員（20名）を超えた場合はオンライン傍聴ができません。

(参考) この審議会は、都市計画法第 77 条の規定により設置されている知事の附属機関です。  
本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和 44 年から調査審議しています。

## **7 問い合わせ先**

埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-5335 (直通)

mail a5330-23@pref.saitama.lg.jp

## 第 2 6 0 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

| 議案<br>番号 | 議 案 名                                                                              | 市町村        | 決定（許可）<br>権者 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| 5362     | 幸手都市計画道路の変更について                                                                    | 宮代町        | 県            |
| 5363     | 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更について | 吉見町<br>川島町 | 県            |